

議案第 七十八号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

別紙のとおり、三朝町特別会計設置条例の一部を改正する。

昭和四十一年十一月二十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾壹年拾壹月廿一日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のとおり改正する。

第一条の設置する特別会計を列記する表中

「三朝町財産区特別会計―財産区」の次に

「三朝高原有料道路料金徴収事業特別会計―料金徴収事業」を加える。

第二条の設置した特別会計の才入才出の区分を列記した表中財産区特別会計の事項の次に
次の事項を加える。

三朝高原有料道路料金徴収 事業特別会計	委 託 料	料金徴収事務費その他 諸支出金
------------------------	-------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。